

千葉県告示第884号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年10月23日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
リハリンクス センターおゆみ野  千葉県緑区鎌取町 69-11 グレースJOKO 店舗2	株式会社発達障害リハビリ テーション研究センター  千葉県緑区おゆみ野 3丁目24-1アイ・ティ ー・オーおゆみ野B号室  代表取締役 大山 直樹	令和5年 11月1日	1250102447	児童発達支援・ 放課後等デイ サービス